

市第12号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

令和 5 年 5 月 24 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウス	保土ヶ谷区峰岡町1丁目20番地の4	一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会 会長 畑 尻 明	横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスの供用開始の日から令和10年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）